



長福第 983 号
令和 3 年 1 月 15 日

各高齢者福祉施設等管理者 殿

茨城県保健福祉部福祉担当部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について (通知)

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により、東京都をはじめとする 11 都府県に緊急事態宣言が発令されている中、本県においても 1 月 8 日から 14 日までの 1 週間の陽性者が 1 日平均 90 人以上と急速に感染が拡大し、このまま感染を抑制できなければ、来週中に医療体制が逼迫する恐れがあります。

また、高齢者等福祉施設において複数のクラスターが発生し、一部の施設においては国の通知に基づき、軽症の入所者は施設内で療養をしている状況になっております。

これらの状況を踏まえ、本日、知事記者会見を行い、県内全域を対象に 1 月 18 日 (月) から 2 月 7 日 (日) を実施期間とする茨城県独自の『緊急事態宣言』を発令いたしました。

つきましては、新規感染者を強力に抑え込むため、強い危機感をもって対応していく必要がありますので、下記にご留意いただき感染防止対策等の再徹底をお願いいたします。

記

1 持ち込まない対策の徹底

- ・ 職員の皆さまへ、不要不急の外出・移動の自粛について周知すること。
- ・ 面会については、感染経路の遮断という観点から、パーティーションの使用やオンライン面会等の工夫により、緊急やむを得ない場合を除き利用者と面会者の直接の接触を避けること。

2 拡げない対策の徹底

- ・ 感染の疑いをより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日ごろから利用者の健康状態や変化の有無等に留意すること。
- ・ 早期対応が一層重要であることから、施設等で発熱、呼吸症状、倦怠感等の症状を呈する利用者・職員が発生した場合は、診察・検査医療機関を必ず受診すること。その際は必ず、受診前に電話で相談のうえ指定された時間を厳守すること。
- ・ 介護サービスの継続を図るため、感染者が発生した場合に備え、予め同一法人や関連施設からの応援職員の派遣など体制を整えておくこと。

参考：診療・検査医療機関 一覧

※発熱患者に対応可能な医療機関 (県ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/other/documents/corona-soudan.html>

<問い合わせ先>

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

介護基盤整備担当課長補佐 進藤 博

介護保険指導・監査担当課長補佐 会沢 英雄

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

(基盤整備) TEL: 029-301-3321 FAX: 029-301-3348

E-mail: chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp

(指導・監査) TEL: 029-301-3343 FAX: 029-301-3348

E-mail: chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp